

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
110010	再エネ発電設備設置時の系統連系負担について	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第5条第1項第1号、同法第2項	「総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度環境小委員会中間とりまとめ」(平成23年2月)において、電源線に係る負担については、従来から原因者が特定出来るものとして特定負担(発電事業者負担)として整理されてきた。これを一般負担(電気料金で広く需要家から回収)とする場合、発電事業者のみが利用する送電線を社会全体で支えることとなる上、全体として高コストな電源立地に過剰なインセンティブが付与され、結果的に社会的費用の増大を招くおそれがある。 これを踏まえ、再生可能エネルギー特別措置法上、電源線に係る費用については、接続に必要な費用として、発電事業者が負担するものとされている(再生可能エネルギー特別措置法第5条第1項第1号、同法第2項)。	再エネ発電設備普及のため、発電事業者負担では無く、需要家負担にするなど、発電事業者の負担軽減策を導入する。	現在、地熱発電所の建設を検討中であるが、既存の送電線までの距離が長く、全て発電事業者負担となると採算性が悪化し、事業可能性が低くなる。 地熱発電適地における、系統連系費用負担については、需要家負担にするなど、発電事業者の負担軽減策を導入頂きたい。これにより、地熱発電の普及に繋がる。	C	III	「総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度環境小委員会中間とりまとめ」(平成23年2月)において、電源線に係る負担については、従来から原因者が特定出来るものとして特定負担(発電事業者負担)として整理されてきた。これを一般負担(電気料金で広く需要家から回収)とする場合、発電事業者のみが利用する送電線を社会全体で支えることとなる上、全体として高コストな電源立地に過剰なインセンティブが付与され、結果的に社会的費用の増大を招くおそれがある。 これを踏まえ、再生可能エネルギー特別措置法上、電源線に係る費用については、接続に必要な費用として、発電事業者が負担するものとされている(再生可能エネルギー特別措置法第5条第1項第1号、同法第2項)。			C	III		1027010	王子ホールディングス(株)	東京都	経済産業省	
110020	再エネ発電設備の系統連系の制約要件の見直し	電気設備の技術基準の解釈第228条 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン第2章第3節	電気設備の技術基準の解釈第228条は以下の規定内容である。 「第228条 高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、分散型電源を連系する配電用変圧器の配電用変圧器において、常に逆方向の潮流を生じさせないこと。」	再エネ発電設備の系統連系可能量をアップさせるため、配電用変圧器の逆潮流制限を撤廃する。	電気事業法上、一般電気事業者及び卸電気事業者以外の事業者で、高圧で受電する事業者は、電力会社の変電所に設置されている配電用変圧器において逆潮流が認められていない。 太陽光発電設備設置検討の際、電力需要の少ない地域においては、太陽光発電設備の発電電力が地域の電力バランスに与える影響が大きく、電力供給状況によっては、配電用変圧器の逆潮流が不可欠となり、発電量を抑える必要があり、事業の採算性が悪くなる。これにより事業を断念しなければならぬ可能性もある。 このような、電力需要の少ない地域に再エネ発電設備を設置し連系する場合、配電用変圧器の逆潮流を可能として頂きたい。これにより、小規模な再エネ発電設備の普及に繋がる。	C	IV	「電気設備に関する技術基準を定める省令」において、第18条第1項で「高圧…の電気設備は、…電気の供給に著しい支障を及ぼさないように施設しなければならない」、第20条で「電線路は、…感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない」と規定されており、配電用変圧器の配電用変圧器(バンク)の逆潮流については、直接的に制限されるものではないが、現状では、これらの省令の規定に抵触すると解釈されている。 具体的には、現在、系統を運用している各一般電気事業者等においては、事故を検知する際等の技術的な課題等があることから、配電用変圧器の配電用変圧器(バンク)には逆潮流がない条件で、高圧電線路及び特別高圧電線路の事故を検知できるシステム等を構築している。このため、例えば、現状設備のままバンクに逆潮流が発生すると、健全な場所が停電するおそれが生じることや、バンクに逆潮流が発生しても健全な場所が停電しないような措置を講じると事故発生時に適切に電気を遮断できず感電・火災が発生するおそれがある、等の問題があるためである。よって、保安上の観点から、「電気設備の技術基準の解釈」において、制限が記載されている。 また、電圧管理の観点からは、配電線の電圧調整を行う配電用変圧器の変圧器の電圧調整機能が正常に動作せず、配電線の電圧が管理値を逸脱するおそれがある等の問題があるため、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」において、それぞれ制限が記載されている。 このように、技術的に様々な課題があることから、バンクの逆潮流を可能とするためには、これらの課題等を解決するための検討及び対策が必要である。そのため、まずは関係者間で課題を整理してこれらの保安上及び電圧管理上の課題について検討して参りたい。			C	IV		1027020	王子ホールディングス(株)	東京都	経済産業省	
110030	大規模小売店舗立地法に基づく事務処理の簡素化	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗法6条1項に基づく変更届出があったときは、受け付けた都道府県等において変更事項の概要の公告・縦覧を行い、地元住民等の意見を聴くこととなっている。	大規模小売店舗の設置者の姓や住所の変更等の変更については、届出のみとする。	大規模小売店舗立地法においては、設置者の姓や住所の変更があった場合、届出の後、新規の設置の届出と同じように、(1)4か月間の公告を行い、地元住民や市町の意見を聴く(2)意見の結果について再度1か月間の公告を行うことを定めており、事業者にとっても、また行政側にとっても必要以上の事務負担が生じている。 大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗の立地に關し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、新設又は変更の際、あらかじめ都道府県に届け出ることとしている。 一方、「届出」は、届出書の記載事項に不備がないこと、届出に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする(行政手続法第7条)とされていることから、設置済の案件で、「生活環境の保持」に直接影響するとは思われないような、 ・店舗の名称を変更したとき ・設置者の名称を変更したとき ・店舗変更等により店舗の所在地を変更したとき ・結婚等により設置者の姓を変更したとき ・設置者の所在地を変更したとき 等の単純な案件については、届出のみとし、「公告や地元意見を聴くことを要しない」としたい。 なお、佐賀県においては、平成23年度に処理した届出件数49件中、半数の23件が名称や住所等の単純な変更案件であり、本提案による見直しにより、県はもろろん、市町、また事業者にとっても業務の簡素化と処理期間の短縮が実現できると見込んでいる。	C	I	店舗名や所在地等、生活環境の保持に直接影響しないと思われる事項についても、大店立地法と同法指針で求められる対応配慮について責任を持つ者に関する事項であり、周辺住民等から一定の関心が寄せられることがあり得るため、公告・縦覧をすることとしている。また、例えばある店舗が、乗客数や顧客の年齢構成の異なる業態に転換することに伴い名称や称号変更を行う場合等には、住居等から、生活環境の保持についての一般的な意見が寄せられることがある。よって、これらを不要とすることは適切ではない。 本制は単に公告・縦覧を行い、変更内容に関する事実を一般に知らしめるという内容であり、具体的に事業活動等に大きなコストが生じない上に、「規制の特例措置を通じて経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図ること」という構造改革特区法の目的を直ちに達成することには繋がらないため、特区制度にはなじまないものとする。	右提案主体からの意見に対して回答された。			C	I	大規模小売店舗立地法第11条においては、たとえA店舗がB社に譲渡されたような場合、商号や設置者の変更を伴うにもかかわらず、届出のみを行えばよいとされている。こうした「店舗の譲渡や合併」よりも、同法第6条の「形式的な地番変更」や「婚姻による改姓」の方が、「将来的に周辺環境に影響を及ぼす経営方針や営業形態の転換に繋がらるものとして、周辺住民等から一定の関心や懸念が寄せられることがある」(経済産業省回答)ため、届出に加えて4月11日もの公告や意見聴取を行う必要性がある、とは考えにくい。	1032010	佐賀県	佐賀県	経済産業省
1036010	発電事業特区	環境影響評価法 第二条第二項及び第三項 環境影響評価法施行令 第一条、第六条、第七條、別表第一	環境アセスメント手続は、環境影響の程度が著しいものとなる事業について、開発と環境保全の両立を図るため、予め環境への影響を調査・予測・評価し、環境保全措置(回避・低減・代償措置)を検討することを求め、かつ、それらの情報を公表し、住民の意見提出の機会を与え、さらに自治体や国の意見を事業計画の決定に反映させるもの。また、この手続を通じ、事業計画の検討段階における環境面を制度的に担保し、よりよい事業計画とするともに、公衆関与により関係者の理解や受容を促進するものである。 火力発電所に係る環境影響評価の規模要件としては、必ず環境アセスメント手続を行う第一種事業が出力15万kW以上、第一種事業に準ずる規模を有し、環境アセスメント手続を行うか否かを個別に判定することとされている第二種事業が出力11.25万kW～15万kWである。	環境影響評価法「第一種事業」及び「第二種事業」区分の要件緩和	現在、被災地域(岩手県・福島県・宮城県)で、出力15万kW以上の石炭火力発電所の新設・運営を検討しているが、当該県においては、環境影響評価法の第二条及び施行令第一条で規定される発電所の第一種事業となる出力規模の大幅緩和を願いたい。具体的には、現在は火力発電所は15万kW以上が第一種事業に該当するが、当該地域内においては、100万kW以上とする大幅な要件緩和をするとともに、併せて第二種事業についても、現状の施行令第六条における数値を0.75以上へ緩和願いたい。 国内は、震災以降、原子力発電所の発電機能が喪失し、被災地経済の停滞や火力燃料費の増加に伴う貿易収支が悪化している。当該地域において、LNGよりも経済性に優れた石炭火力を燃料とする新規発電事業を創出することは、貿易収支圧縮と現地雇用確保、国内の総合熱効率改善に大きな効果があるものとする。	C	II	石炭火力発電所等火力発電所の設置事業は、当該事業に伴う環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、排出ガス量、使用冷却水量、敷地面積が大きくなる出力規模を勘案し、かつ環境影響評価法施行法までに行われていた、道産産業省審議決定に基づくアセスメント上の継続性を考慮して、出力15万kW以上の規模について、環境アセスメント手続が義務付けられているところである。 規模要件の緩和により、本手続を行わないこととした場合、環境影響の調査・予測・評価や、環境保全措置の検討、地域住民等の関係者からの意見提出等の機会を損なうことよって、環境保全対策が不十分になり、住民の健康や生態系も含めた周辺環境への影響が強く懸念される。 加えて、本提案においては、発電所の設置場所によっては、大気汚染や温排水等、本提案申請自治体の範囲を超えた環境影響が生じる可能性がある。 以上の理由より、本提案について認めるとはできない。			C	II		1036010	非公表	非公表	環境省 経済産業省	